

OpenSource No.1884
オープンソースカンファレンス
2016 Kansai@Kyoto

Orchestrating a brighter world

NEC

LT (by OSSスポンサー) :
弁護士がGPLを無理矢理、契約と言う理由！ ?

2015年8月7日
NEC OSS推進センター・特設会場

OSS License
Checked!

2001年

GNU Operating System
Sponsored by the Free Software Foundation

About GNU Philosophy Licenses Education Selfie

Enforcing the GNU GPL
by Eben Moglen
10 September 2001

http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html

Licenses are not contracts:

ライセンスは契約ではない

2006年 GPLv3策定中の国際会議のQ&Aでの回答
http://ffsf.org/campaigns/gpl3/barcelona-moglen-transcript_en.html

a license is a unilateral permission,
not an obligation,
ライセンスは、一方的な許諾であり、
(契約などの)債務などではない

2006年、Heather Meeker 弁護士が、
「アメリカだけじゃないの？ 著作権法って」
:米国法曹協会 科学技術部会 OSS委員会共同議長

Only in America? Copyright Law
Key to Global Free Software Model

The existence of legal systems without robust enforcement of copyright law, in countries where software development is a highly creative enterprise, is a serious threat to the free software model.

http://www.linuxinsider.com/story/50421.html

Richard M. Stallman氏の反論

http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

Most free software licenses are based on copyright law, and for good reason:

ほとんどの自由ソフトウェアの
ライセンスは、著作権法と、
正当な理由によりに基づいている：
つまり、

著作権法は、
国家間で、契約法や他のありうる選択より、
非常に均質である。

There's another reason not to use contract law:
It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy.
To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden.
契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に契約へのユーザーの正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、
禁じられている。

What a pain in the neck!

うんざりする。

2003.8.20 S O F T I C の研究会報告書での O 弁護士「オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について」の部GPLに関する法的問題の整理 2.2 契約と諸法の関係

■ 契約の成立 P71(77/117) GPL作成者の Stallman 氏の意図は、
「GPLは契約ではない」「契約なんてうんざりする！」
「・・・さらにはFAQにおいて「著作権に基づいたライセンスである」と回答されていることを考えた場合、
GPL作成者の意図は利用者にGPLプログラムの複製・複製・頒布を許諾する許諾契約であると考えている」とは間違いないが、GPLは使用許諾契約であると考えられないであろう。
「ライセンス=契約」という先入観！ ?

2009.4 GNU GPLv3 解説書「GPLv3逐条解説」(IPA)でのK弁護士第3章 参考 2. GPLは"enforceable"か P147(159/258)
「・・・"enforceable"(執行可能性)とは、GPLの違反者に対し、SPLの定める義務の履行を強制できるかということである。
例えば、GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合において、裁判所が違反者に対して、「GPLv3 第6条第1項(パテント)項の条法により、ソースコードを公開せよ」とか・・・
命じることができるか・・・という問題である。
・・・日本においてGPLは有効な契約と認められる可能性が高く、したがってソースコードの提供等を判決によって命じることが可能と考えられる点については、当リーガルタスクグループも同様の見解である。

弁護士は(1/2) 種口翻訳「はじめてのアメリカ法(補訂版) 有斐閣,2013
弁護士は紛争についての専門家 (p14)

契約書を精査することにより紛争を防ぐ

だから、GPLを契約書と考える！ ?

GPLが契約書という前提で検討を依頼されたら受け取った！ ?

弁護士は(2/2) 種口翻訳「はじめてのアメリカ法(補訂版) 有斐閣,2013
弁護士は法律を知っている人ではない (p39-40)

● 法律の素人は、弁護士が何でも知っていると考えがちです。
● そんなことはあるわけがありません。
● 六法全書にある法律の条文をすべて知っていると考えの人がいます。それは二重の意味です。
● そんなことは不可能だという意味での間違いと、
● 条文だけ知っていても法律を知っていることにはならないという意味での間違いです。

企業としては

違反した後の紛争のことより、
違反しないように、理解するのが大事

ではないでしょうか

あなたが、気にするのは、違反した後の紛争か？
違反しないための理解か？

お店から商品を持ち出すと、「お金は？」と言われる。
お店から商品を持ち出すと、お金を支払う義務が生じる契約と考えるのか？
お店から商品を持ち出すには、お金を支払うという条件を満たさなければ、他人の著作権の侵害、GPL違反でしかない。

あなたが、気にするのは、違反した後の紛争か？
違反しないための理解か？

GPLのOSSを含む商品を頒布・販売すると、「ソースは？」と言われる。
GPLのOSSを含む商品を頒布・販売すると、ソース開示義務が生じる契約と考えるのか？
GPLのOSSを含む商品を頒布・販売するには、ソース開示という条件を満たさなければ、他人の著作権の侵害、GPL違反でしかない。

だから

出荷時に何もしないで、(出荷時に契約が成立と考え)

「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」

との理解も、間違い

無断で商品を持ち出しても、「お金を要求されたら、出せばいい」という理解と変わらない

これでは、
出荷時に既に著作権侵害している

Orchestrating a brighter world

NEC